平成２４年（フ）第３３０号
岡山県倉敷市日ノ出町１丁目５番16―201号ライオンズマンション
債務者　山本久美子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１８１号
青森県弘前市大字青山一丁目９番地１　市営住宅２Ａ―204号
債務者　山田真奈美
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第３７号
千葉県館山市館山966番地の４　北村貸家１号
債務者　黒川　新治
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第３９７号
山梨県山梨市万力1874　伊東アパート２Ｆ―東、住民票上の住所山梨県甲府市金竹町６番７号
債務者　河﨑　　稔
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４２５号
山梨県中央市布施2732番地３　甲田住宅Ｃ―２
債務者　浅井セシリアこと　ＡＳＡＹ　ＭＩＹＡＳＡＴＯ　ＣＥＣＩＬＩＡ　ＮＯＲＭＡ
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４３１号
山梨県北杜市長坂町長坂上条1531番地26　ハイツアイミー201
債務者　白井　　啓
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４４４号
山梨県甲州市塩山熊野850番地　Ａ―102
債務者　若林美和子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４７９号
名古屋市港区小碓４丁目198番地　宝マンション小碓第二1106号
債務者　杉本　昭男
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４４号
京都府南丹市日吉町保野田桂１番地20
債務者　湯浅小百合（旧姓竹上）
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第５２号
京都府船井郡京丹波町豊田谷56番地
債務者　横川　　忍
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
和歌山県新宮市仲之町２丁目１番地の19
債務者　東　　竜也
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第５４５号
福岡市博多区金の隈３丁目１番51―201号
債務者　長谷川佑紀
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８９９号
福岡市西区石丸３丁目５―24―102
債務者　秋山　晃一
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０５２号
福岡県福津市花見が浜２丁目８番10号花見パイニータウンⅠ―302号
債務者　松井　昌一
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０７１号
福岡市東区筥松１丁目５番16号
債務者　鳥本　力男
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１３７号
福岡県大野城市下大利１丁目16番16号
債務者　武田　吉浩
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１９５号
福岡県朝倉郡筑前町安野15番地６
債務者　安倍　義晴
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部